

説明用

2020 年度
「超臨界地熱発電技術研究開発」に係る公募要領

2020 年 3 月 23 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

2020年度「超臨界地熱発電技術研究開発」に係る公募について
(2020年3月23日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度「超臨界地熱発電技術研究開発」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募下さい。

本プロジェクトは、2020年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「超臨界地熱発電技術研究開発」

2. 事業概要

2-1. 背景、目的

2011年の東日本大震災以降、再生可能エネルギー導入拡大が望まれる中、世界第3位となる地熱資源を有する我が国では、ベース電源として活用可能な地熱発電が大きな注目を集めています。

NEDOでは、2013年度より、地熱資源の有効活用のための、環境配慮型高機能地熱発電システムに係る機器開発、現状未利用である低温域でのバイナリー発電システム開発、環境保全対策や環境アセスメント円滑化に資する技術開発、発電所の高度利用に向けた技術開発等を進めてまいりました。

そのような中、2016年4月に策定された「エネルギー・環境イノベーション戦略」において、温室効果ガス排出量を削減するポテンシャルが大きい、有望な革新技術として地下の超高温・超高压の状態（超臨界状態）にある水を利用する地熱発電（以下、超臨界地熱発電という）が挙げられました。

これを受けて、2017年度には、「超臨界地熱発電の実現可能性調査」を実施し、超臨界水の状態把握、当該貯留層からの熱抽出の検討、人工貯留層造成の検討、高温環境で使用可能な機材・資材の検討、経済性評価等に関する調査をそれぞれ実施しました。

当該調査結果を受け、本事業では、同調査で指摘された課題についての継続的な調査、及び先行しているアイスランドの事例をさらに調査するとともに、我が国で超臨界地熱資源存在の可能性が高いと想定される複数地域で資源量の評価や複数モデルの提示等のほか、調査井に必要な技術課題の整理と、具体的な調査井に必要な仕様（安全・環境対応等を含む）の検討等を2018年度より実施しています。

当該公募は、超臨界地熱資源の分布、性状、規模等を把握することを目的に、超臨界地熱資源存在の可能性が高いと想定される地域での資源量の評価、調査井に必要な資材（ケーシング材およびセメント材）等の開発、超臨界地熱地層のモデリング技術手法の開発などを行います。

2-2. 事業内容

今年度は3テーマが対象となります

(1) 研究開発課題1 超臨界地熱資源の評価と調査井に必要な仕様の詳細設計

これまでのNEDO「超臨界地熱発電の実現可能性調査」の結果を受け、超臨界地熱資源システムが形成される可能性が高い地域における超臨界水状態把握と資源量評価の詳細検討を実施します。提案者は以下の開発目標や実施内容に留意し、提案してください。

1. 開発目標

- ① 地表調査（地質、地化学、物理探査等）を行うことで、地下5km以浅に比較的若い年

代のマグマが定置した箇所を特定し、超臨界地熱資源量の規模を具体的に評価する（1地域あたり 100MW 規模）。

2. 実施内容

- ① 超臨界地熱資源のモデルの精緻化を図り、資源量評価の精度を高めるために、地下温度 300 度相当あるいはそれ以上が確認もしくは推定され、国内の超臨界地熱資源存在の可能性が高い地域を対象として、物理探査等の地表調査を実施し、3次元モデリングを行い、モデルの提示を行うとともに、1本あたりの噴出能力や生産・還元等の最適な蒸気生産システムを提案する。
- ② 地下情報だけでなく、社会環境情報も収集し、環境規制区域について整理する。

(2) 研究開発課題 2 調査井の資材（ケーシング材及びセメント材）等の開発

これまでのNEDO「超臨界地熱発電の実現可能性調査」の結果を受け、提案者は以下の開発目標や実施内容に留意し、提案してください。

1. 開発目標

- ① 調査井に必要となる、超臨界地熱環境（酸性かつ高温度）に耐えうるケーシング材並びにセメント材を開発する。

2. 実施内容

- ① ケーシング材については、酸性環境かつ高温度での予測腐食量の確度を上げ、超臨界地熱の調査井で現実的に適用可能な材料・コーティング技術を提案する。
- ② セメント材については、アルミナセメントの改良や遅硬剤の開発により、超臨界地熱調査井のセメンチング作業時の坑内環境で使用可能な材料を開発する。

(3) 研究開発課題 3 超臨界地熱貯留層のモデリング技術手法開発

これまでのNEDO「超臨界地熱発電の実現可能性調査」の結果を受け、提案者は以下の開発目標や実施内容に留意し、提案してください。

1. 開発目標

- ① 超臨界地熱資源システムのモデリング技術において、天然貯留層や人工貯留層造成の手法を開発する。

2. 実施内容

- ① 超臨界地熱貯留層のモデリング技術の手法開発として、熱・水・化学・力学を考慮した連成貯留層シミュレータの開発を行う。

2-3. 事業期間

2020 年度（1 年）

2-4. 事業規模・事業形態

事業規模： 研究開発課題 1 約 35 百万円（税抜）

研究開発課題 2 合計 約 40 百万円（税抜）

（実施内容 ①ケーシング材と②セメント材は個別提案することも可）

事業形態：委託(NEDO負担率100%)

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書10部(正1部、副9部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(公募期間：2020年3月23日(月)から2019年4月23日(木))

(1) 提出期限：2020年4月23日(木) 正午必着

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

提出期限は正午必着です。
ご持参される場合、期限当日は込み合う場合がございます。
可能な限り締切日より前にご提出ください。
FAX又は電子メールによる提出は不可とさせていただきます

最新の公募

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 熱利用グループ 田口、丸内 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※ 郵送の場合は封筒に『「超臨界地熱発電技術研究開発」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※ 持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※ e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。

5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。別添2に従って研究開発成果の事業化計画書を作成してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、10部（正1部、副9部）です。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1部 （提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 直近の事業報告書1部
- ・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）1部
- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部（正1部）
- ・ 研究開発責任者候補の研究経歴書及び主要研究員の研究経歴書（詳細は別添3を参照ください）

提案書に添付する資料はそれぞれ1部ご提出下さい。

提出の際は、受理票（別添6）を用いて提出書類のチェックをお願い致します。
e-Rad登録の研究機関登録がされていない方は、登録に時間を要する（※2週間程度かかる場合もあるようです）為、先に登録されることをお勧めします。
詳細は5.（4）をご参照下さい。

- ・ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4を参照ください）

昨年度から「若手研究者及び女性研究者数の記入」、「ワーク・ライフ・バランス」に関する資料を提出資料に追加しました。採択審査の際の加点要素になります。

- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5を参照ください）。
- ・ e-Radを用いる場合は、e-Rad応募内容提案書（詳細は(4)を参照ください）。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。
（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOウェブサイトにて御確認ください。
ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）
http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ

め別添6の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。

- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・

ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

viii. 総合評価

なお、採択審査におけるv.応募者の能力、vi.事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先である場合に加点します(加点対象となる中堅・中小・ベンチャー企業の定義は、別添1の「(参考)中堅・中小・ベンチャー企業の定義」をご覧ください)。

また、若手研究者(40歳以下)や女性研究者が研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

昨年度より、以下の3項目が採択審査の加点対象になっております。

- ①ワーク・ライフ・バランス等推進企業(別添4)
- ②中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先である場合(提案書)
- ③若手研究者(40歳以下)や女性研究者が研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合(別添3様式3)

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2020年3月23日	:	公募開始
<u>4月23日</u>	:	<u>公募締め切り</u>
<u>5月20日（予定）</u>	:	<u>採択審査委員会（外部有識者による審査）</u>
5月下旬（予定）	:	契約・助成審査委員会
<u>6月上旬（予定）</u>	:	<u>委託先決定・通知</u>
6月上旬（予定）	:	公表（プレスリリース）
8月ごろ（予定）	:	契約

※ 外部有識者による採択審査委員会（プレゼンテーション審査※）を 5/20（水）@ NEDO川崎にて予定しています。
詳細は、提案頂いた方にご連絡しますが、審査日を変更するなどのご要望を受け付けることが出来かねるため、あらかじめ予定の確保をお願いします。
・採択決定は6月上旬を予定しています。

8. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する

事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」(別添2)を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入

NEDOが指名・委嘱するPL等（プロジェクトリーダー、プロジェクトリーダー代行、サブリーダー）の候補となる研究開発責任者候補と、「各事業項目の責任者となる登録研究員」及び「各事業項目を超えて統括責任者となる登録研究員等」となる主要登録研究員について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添3を御覧ください。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(9) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(10) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。

いずれも提案時には必要なく、契約時に関連資料を提出頂きます。

いずれも、事業開始前に関係者間で、今後取得すると想定される知財や実験データの取扱いについて、ルールを決め合意しておくことが主な目的となります。

（9）は2017年度から、（10）は2018年度から運用を開始したもの

(11) 標準化への対応

・技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

(12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省

等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1~3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同

様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(16) 博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、

採択決定後、別添8のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなしません。

【公表対象となる契約先】

① 当機構において役員を経験した者

(役員経験者)が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(18) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(19) 重複の排除

国(国立研究開発法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)において、過去実施

した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

① 資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

* 委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

② 資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

委託業務の中で資産を取得した場合、

- ・企業等 : NEDOに所有権 → 委託終了後は残存価額で有償譲渡
- ・大学、国研等 : 委託先に所有権

9. 説明会について

新型コロナウイルスの状況を踏まえ、公募説明会は実施しません。資料作成次第、本公募のページに公募要領に関する説明資料を掲載しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、4月1日から4月17日の間に限り下記E-mail宛にメールにて受け付けます。メールの件名に、“「超臨界地熱発電技術研究開発」公募に関する問い合わせ”と入れてください。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

受付先（E-mail）：thermalgroup@ml.nedo.go.jp

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 熱利用グループ 宛

関連資料

基本計画

2020年度実施方針

提案書の様式

別添1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 6：提案書類受理票

別添 7：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添 8：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 9：契約に係る情報の公表について

参考資料 1：追跡調査・評価の概要

提案書作成上の注意

1. 提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにしてください。
3. 提案書は、10部（正1部、副9部）を提出してください。
4. 提案書の下中央にページを入れてください。

提案書は各部ごとに左上をダブルクリップ等容易にはずれない方法でとめてください（ステープラーどめ、及び製本は行わないでください）。
両面コピーで仕上げで戴くことで構いません。

(提案書記載例)

[表 紙]

連名提案する場合は、各社必要です。

「超臨界地熱発電技術研究開発」に対する提案書

研究開発テーマ

「〇〇〇〇の研究開発」

(共同提案を行う場合、以下の提案者の項目を併記してください。)

20〇〇年〇〇月〇〇日

会社名 〇〇〇〇〇株式会社 (法人番号) 印

代表者名 (企業の場合は代表取締役社長) 〇 〇 〇 〇 印 (又はサイン)

所在地 〇〇県〇〇市・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

連絡先 所 属 〇〇〇部 △△△課

役職名 〇〇〇〇〇部長

氏 名 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市・・・・ (郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇)

※ 連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

TEL △△△△-△△-△△△△ (代表) 内線 △△△△

FAX △△△△-△△-△△△△

e-mail *****@*****

e-Rad における研究機関コード(10桁)

研究開発委託事業提案書 [要約版]

研究開発プロジェクト名称	「〇〇〇〇の研究開発事業」 (部分提案を行う場合は提案する研究開発項目を記載)
提案方式	全体提案・部分提案 (いずれかに○) 単独提案・共同提案 (いずれかに○)
1. 研究開発の概要	提案書 1-1 及び 1-2 の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
2. 研究体制	提案書 2. の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
3. 研究期間及び予算規模	提案書 3. の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
4. 連絡先	住所： 名称： 連絡先：担当者所属 職名・氏名 郵便番号・住所 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス

(注) 要約版は1枚以内にまとめてください。必要に応じて図表等を添付してください。

要約版は必ず1枚以内にまとめてください。

利害関係の確認について

- N E D Oは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- さらに、採択審査委員の選定段階で、N E D Oは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、N E D Oが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、別紙の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

(提案者名) (※共同提案を行う場合は、併記してください。大学や公的研究機関の場合は、研究代表者について、大学又は大学院に所属する研究者は、学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は、部門やセンターまで所属を記載ください。)

〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(研究開発テーマ)

提案書表紙の「研究開発テーマ」を記載してください。

(技術的なポイント)

(利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、任意で御記載ください。)

研究開発プロジェクト名「超臨界地熱発電技術研究開発」

研究開発テーマ「〇〇〇〇の研究開発」

提案書の表紙にある「研究開発テーマ」を記載してください。

1. 研究開発の内容及び目標

1-1. 研究開発の内容

「〇〇〇〇〇の研究開発（△△△△△の研究開発）」（〇〇株式会社）

[研究開発の内容]

研究開発プロジェクトの基本計画に沿って、提案する研究開発内容を極力具体的に記載してください。基本計画において研究開発テーマが設定されているプロジェクトの場合は、必要に応じて（ ）内に研究開発の範囲を示す副題を記入してください（任意）。

「1-2. 研究開発の目標」を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく説明してください。

国立研究開発法人又は公益法人が応募する場合は、そのプロジェクトの技術分野において、当該法人が技術的な優位性を有することを提案書に明記してください。

再委託先又は共同実施先の実施内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

また、当該委託業務の全部又は一部について、技術研究組合等が代表して応募する場合、参画する各企業等及び組合等のそれぞれの役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、下記事例のように、研究内容の後に分担企業等を付記していただくのも一つの方法です。

①「〇〇〇〇〇の研究開発（△△△△△の研究開発）」（〇〇株式会社）

[研究開発の内容]

②「×××××の研究開発（□□□□□の研究開発）」（□□株式会社）

[研究開発の内容]

1-2. 研究開発の目標

2020年度末の最終目標（性能、定量的な検討件数等）を具体的に記入してください。研究開発項目が個別に設定されているプロジェクトの場合は、項目ごとに記載してください。（「△△△△が可能なこと。」、「〇〇〇〇式であること。」、「△△△△については〇〇以上であること。」、「〇〇個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

上記の目標（性能、定量的な特性等）は、その設定理由も簡潔に説明してください。

1-3. 研究開発成果の実用化・事業化の見込み

研究開発成果が産業へ及ぼす波及効果、研究開発成果を実用化・事業化する計画*、実用化・事業化時期、提案者の実用化・事業化能力等につき、「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）に記載してください

い。(研究開発終了後には、NEDOが実施する追跡調査・評価に御協力いただきます。)

*ここでいう「実用化・事業化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用（顧客へ

本案件（超臨界地熱発電技術研究開発）は事業化までに長い時間を要するため、当面の重要課題は試掘ステージの成果と想定しています。従いまして、試掘ステージへの具体的な計画等を明記願います。なお、本事業を通して得られた研究成果等を個別の事業者の事業化計画にどのように生かしていくかという内容を含めて頂いて構いません。

第
プ

③ どのような変更を行う場合にNEDOに説明する必要があるか、別途NEDOと協議していただく場合があります。

なお、複数の事業者による共同提案の場合には、事業者ごとにそれぞれ記載願います。また、共同で提案する他の事業者（取りまとめ企業等）に記載内容を公開したくない場合には、事業者ごとに封筒等に入れ、提案書と併せて提出願います。

また、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想も記載してください。

1-4. 我が国の経済再生への貢献

本プロジェクトの実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生にいかに関与するかについて、バックデータ*も含め、具体的に説明してください。

*：上記の基礎となる主要なバックデータ（背景、数値等）

（注意）提案書の記載は、半ページ程度のボリュームを想定。費用対効果について可能な限り定量的に記載をしてください。

2. 実施体制

プロジェクト全体を代表する責任者を1名記載してください。別添3を作成願います。

2-1. 研究開発責任者

法人ごとに各責任者を1名記載してください。研究開発責任者と重複しても構いません。

研究開発責任者： 所属・役職 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) FAX **-****-****

2-2. 管理者

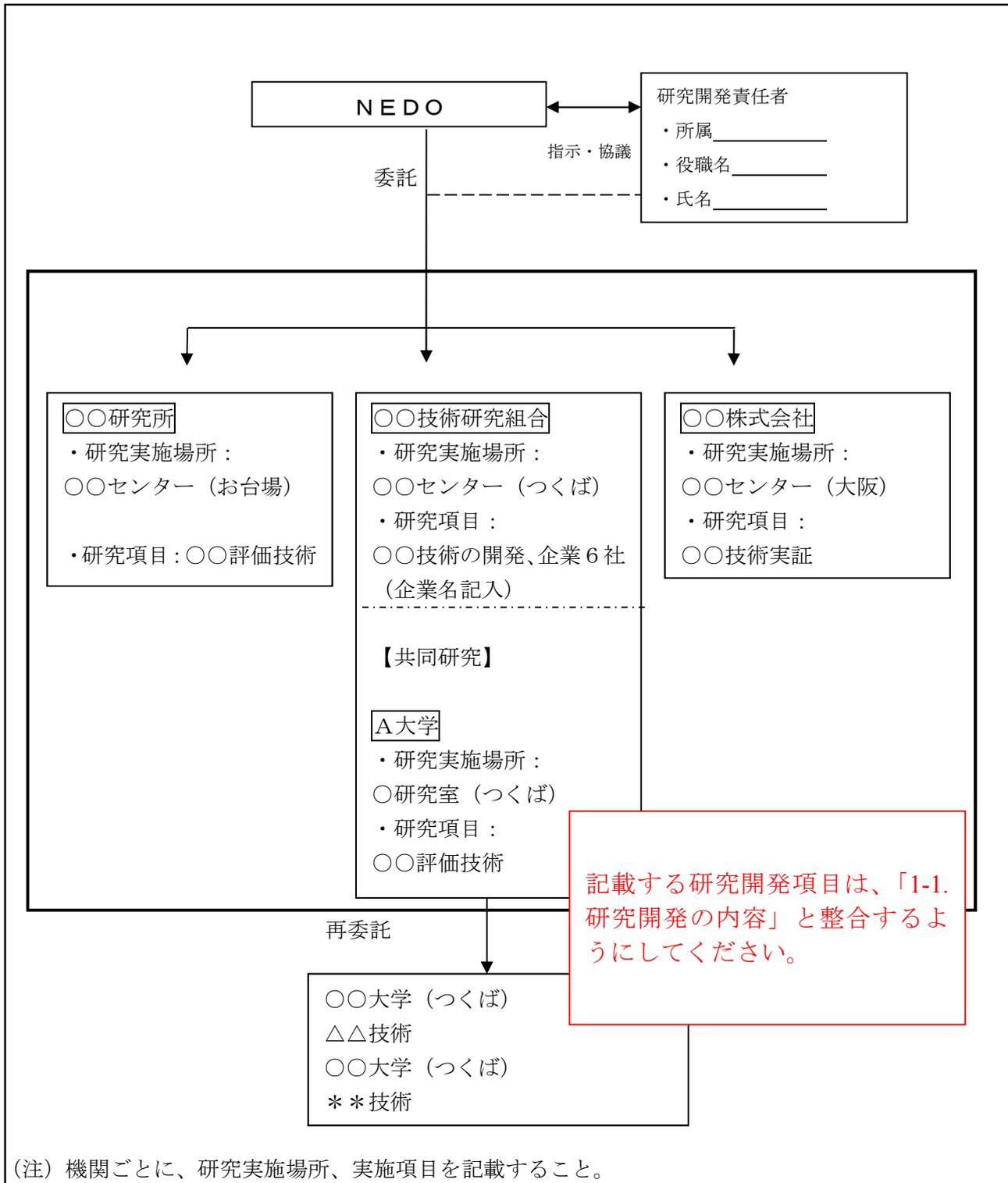
業務管理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) FAX **-****-****
経理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) FAX **-****-****

2-3. 実施体制図

本研究開発を受託した時の実施体制について、2-3 の図のようにまとめてください。共同提案の場合、他の共同提案先を含めて役割が分かるよう記入ください。

(例 示)

「****事業」実施体制



企業の場合（再委託先等を除く）は、下記の表に必要事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は公募要領内の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。

【体制一覧】

企業名	従業員数	資本金	大企業・中堅・中小・ベンチャー 企業の別	会計監査人名
株式会社 A				
有限会社 B				

**従業員数、資本金は応募時点
基準としてください。**

(参考) 中堅・中小・ベンチャー企業の定義

法律の条項番については最新のものを随時
ご確認ください。

*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注1）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1. のほか、産業技術力強化法施行令第6条三号ハに規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれ

れかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注3)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注3)の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

2-4. 研究実施場所

提案された研究開発を実施する場所とその選定した理由を記載してください。

(記載例)

集中研究所：○○○○○研究所

選定理由：□□□□□

分担研究所：△△△△△株式会社

△△△△△株式会社

選定理由：□□□□□

(一部本邦外で実施する場合、その理由を記述してください。)

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

研究開発テーマに沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発若しくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置づけ等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関（共同実施先及び再委託先を含む。）を対象に説明してください。

3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

(例 示)

設 備 名 称	内 容 (使用目的・仕様等を記入してください)

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

何の研究開発項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要であるか以下のような一覧表にまとめてください。

共同提案の場合、各社ごとに提案された研究開発分担項目及び必要経費を分けて記入してください。

なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（ ）内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。

(例 示)

単位：百万円

() 内は人数

研究開発項目	2020年度	計
1. ○○○○の研究開発		
1-1. ○○○○の調査	*** → (*)	*** (*)
1-2. ○○○○の開発	*** → (*)	*** (*)
2. △△△△の研究開発		
2-1. ××××の研究	*** → (*)	*** (*)
消費税は研究開発項目毎に内税で計上してください。		
合 計	*** (*)	*** (*)

(注)

1. 消費税は、研究開発項目ごとに内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも研究開発項目ごとに含めて計上してください。
2. 提案者が基本計画に沿ってプロジェクトを遂行するために必要な研究開発費を計上してください。
なお、予算規模は社会・経済状況・研究開発費の確保状況等によって変動することがあり、総事業費規模についてはNEDOが確約するものではありません。

4-2. 予算の概算

研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、業務委託費積算基準 (<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>) に定める経費項目に従って、記載してください。

(1) 総括表

研究開発に必要な経費の概算額を総括してください。

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

委託先名	再委託先名・共同実施先名	2020年度	計
1. ●●株式会社		**,**	**,**
うち再委託	株式会社□□	(**,**)	(**,**)
うち再委託	国立大学法人□□大学	(**,**)	(**,**)
うち共同実施	学校法人▽▽大学	(**,**)	(**,**)
2. 国立大学法人 ★★大学		**,**	**,**
うち再委託	学校法人△△大学	(**,**)	(**,**)
研究開発項目①合計 (1. + 2.)		**,**	**,**

- 「総括表」について、例に沿って作成してください。
- 「委託先/研究分担先/分室総括表」、「再委託先/共同実施先」に記載の金額と整合するようになしてください。

2. 国立大学法人 ★★★大学		**,**	**,**
研究開発項目②合計 (1. + 2.)		**,**	**,**
合計 研究開発項目①+研究開発項目②		**,**	**,**
うち消費税及び地方消費税(10%)		**,**	**,**
うちNEDO負担総額		**,**	**,**
うちNEDO負担消費税等額		**,**	**,**

(注)

- 再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額（消費税込）を()書きで記載してください。

(2) 委託先／研究分担先／分室総括表

ア. 企業等の場合

研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、業務委託費積算基準 (<http://www.nedo.go.jp/content/100641154.pdf> 参照) に定める経費項目に基づいて記載してください。

研究開発テーマ：○○○○○

●●株式会社

単位：円

項目	2020年度	計 (積算内訳)
I. 機械装置等費	** , ***	*** , ***
1. 土木・建築工事費	** , ***	*** , ***
2. 機械装置等製作・購入費	** , ***	*** , ***
3. 保守費・改造修理費	** , ***	*** , ***
II. 労務費	** , ***	*** , ***
1. 研究員費	* , ***	** , ***
2. 補助員費	** , ***	*** , ***
III. その他経費	** , ***	*** , ***

- 「委託先/研究分担先/分室総括表」、「再委託先/共同実施先」について、それぞれの例に沿って作成してください。
- 「委託先/研究分担先/分室総括表」、「再委託先/共同実施先」は法人ごとに作成してください。
- 間接経費は、
 - ✓ 中小企業等：20%、その他企業：10%
 - ✓ 独立行政法人：10%（委託業務に直接従事する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に+10%が可能）
 - ✓ 大学等：15%（ただし、委託業務に直接従事する研究室等に対し、当該研究室が必要とする間接経費の配分を行う場合には、+15%することが可能）

	*** , *** , ***	* , *** , *** , ***
--	-----------------	---------------------

(注)

- 間接経費は、中小企業等は20%、その他は10%とし、I～IIIの経費総額に対して算定してください。なお、3分の2以上が中小企業で構成される技術研究組合等は、中小企業と同様の扱いとします。間接経費率は20%としてください。間接経費率20%の対象となる中小企業等は、「委託事業事務処理マニュアル」(<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>)の「VIII. 間接経費について」をご覧ください。審査において加対象となる中小企業等とは、対象範囲が異なりますのでご注意ください。
- 大学との共同実施費は大学の積算基準を基に「V. 再委託費・共同実施費」に計上してください。消費税は除いた額を記入してください。
- 総経費は、I～Vの各項目の消費税を除いた額の総額を記載してください。
- 応募者が消費税の免税事業者等*の場合は、「エ. 消費税の免税事業者等の場合」に記載してください。

い。

※消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のウェブサイト等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等に御確認ください。また、国又は地方公共団体等が一般会計に係る業務として行う事業については、免税事業者と同様の取扱いとします。

5. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

イ. 国立研究開発法人等^{*1}の場合

*1：国立研究開発法人及び独立行政法人

国立研究開発法人等の場合は、国立研究開発法人等の積算基準に従って総括表を作成してください。

「業務委託費積算基準（国立研究開発法人等）」：<http://www.nedo.go.jp/content/100640939.pdf>参照)

研究開発テーマ：○○○○○

国立研究開発法人●●●●

(単位 円)

項目	2020年度	計 (積算内訳)
I. 直接経費	** , ***	*** , ***
1. 備品費	** , ***	*** , ***
2. 消耗品費	** , ***	*** , ***
3. 人件費	** , ***	*** , ***
4. 光熱水費	** , ***	*** , ***
5. 旅費		
6. その他		
II. 間接経費 ^(注1)	** , ***	*** , ***
III. 再委託費・共同実施費	** , ***	*** , ***
合計 (I. +II. +III.)	** , ***	*** , ***
消費税及び地方消費税(10%)	** , ***	*** , ***
総計	*** , ***	* , *** , ***

(注)

1. 独立行政法人の間接経費は、Iの直接経費に対して10%で算定してください。なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に10%加算することができます。
2. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。
3. 特別約款により異なる委託費積算基準を適用する場合は、該当の項目に書き換えてください。
4. リサーチアシスタント(博士後期課程)の身分を持つものを研究員として登録することができます。詳しくは、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

ウ. 大学等*2の場合

*2：国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、大学等の場合は、大学用の積算基準に従って総括表を作成してください。

「業務委託費積算基準（大学等）」：<http://www.nedo.go.jp/content/100640938.pdf>参照

研究開発テーマ：○○○○○

●●大学

(単位 円)

項 目	2020 年度	計 (積算内訳)
I. 直接経費	** , ***	*** , ***
1. 物品費	** , ***	*** , ***
2. 人件費・謝金	** , ***	*** , ***
3. 旅費	** , ***	*** , ***
4. その他	** , ***	*** , ***
II. 間接経費 ^(注1)	** , ***	*** , ***
III. 再委託費・共同実施費	** , ***	*** , ***
総計 (I. +II. +III.) ^(注2)	*** , ***	* , *** , ***
うち消費税及び地方消費税(10%)	** , ***	*** , ***

(注)

1. 大学の間接経費は、Iの直接経費に対して15%で算定してください。なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15%加算することができます。
2. 大学の場合はI. ～総計まで内税額を記載してください。
3. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアル（大学用）を参照してください。
4. 博士後期課程に在籍する学生を研究員として登録することができます。詳しくは、委託業務事務処理マニュアルを参照してください

エ. 消費税の免税事業者等^(注1)の場合

消費税の免税事業者等の場合は、その項目の内容に応じて課税される額^(注2)を記載してください。

研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、委託費積算基準 (<http://www.nedo.go.jp/content/100641154.pdf>参照) に定める経費項目に基づいて記載してください。

研究開発テーマ：○○○○○

●●株式会社

(単位 円)

項目	2020 年度	計 (積算内訳)
I. 機械装置等費	** , ***	*** , ***
1. 土木・建築工事費	** , ***	*** , ***
2. 機械装置等製作・購入費	** , ***	*** , ***
3. 保守費・改造修理費	** , ***	*** , ***
II. 労務費	** , ***	*** , ***
1. 研究員費	* , ***	** , ***
2. 補助員費	** , ***	*** , ***
III. その他経費	** , ***	*** , ***
1. 消耗品費	** , ***	*** , ***
2. 旅費	** , ***	*** , ***
3. 外注費	** , ***	*** , ***
4. 諸経費	** , ***	*** , ***
小計 (I+II+III)	** , ***	*** , ***
IV. 間接経費 ^(注3)	** , ***	*** , ***
総計 (I+II+III+IV)	*** , ***	* , *** , ***

(注)

1. 消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のウェブサイト等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等に御確認ください。
また、国又は地方公共団体等が一般会計に係る業務として行う事業については、免税事業者と同様の取扱いとします。よって、非(不)課税取引に係る消費税相当額については、課税計上出来ません。
2. 労務費、海外旅費等のように不課税の項目の場合は消費税抜き額を、その他の課税の項目の場合は消費税込み額を計上してください。
3. 間接経費は、中小企業等は20%、その他は10%とし、I～IIIの経費総額に対して算定してください。
なお、3分の2以上が中小企業で構成される技術研究組合等は、中小企業と同様の扱いとします。間接経費率は20%としてください。間接経費率20%の対象となる中小企業等は、「委託事業事務処理マニュアル」(<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>)の「VIII. 間接経費について」をご覧ください。審査において加算対象となる中小企業等とは、対象範囲が異なりますのでご注意ください。
4. 「国民との科学・技術対話」に係る費用(アウトリーチ活動費)については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

(3) 再委託先／共同実施先総括表

再委託・共同実施先の種別（企業等・独立行政法人・大学等・免税事業者等）に応じて、ア～エの各様式を準用し、作成してください。その際、「再委託費・共同実施費」「うちNEDO負担額」「うちNEDO負担消費税等額」の欄は不要です。

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発テーマ及び内容を説明してください。

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。

6. 契約に関する合意

連名提案の場合は、

『「〇〇 〇〇（代表者氏名）」、「〇〇 〇〇（代表者氏名）」及び「〇〇 〇〇（代表者氏名）」は、』

として、連名提案者全ての代表者からの合意を得てください。

「〇〇 〇〇（代表者氏名^(注)）」は、本研究開発テーマ「〇〇〇〇〇の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

（注）：会社、法人としての代表者の氏名を記載ください。

研究開発成果の事業化計画書

(共同提案の場合、事業者ごとに記述してください。)

共同提案の場合、事業者ごとに記述してください。もしくは共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどのような計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想も記載してください。

1. 実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要

(1) 内容

~~製品・サービス等の内容や、研究開発の成果が、当該製品・サービスにどのように反映されるかを記載し~~

【再掲】

本案件（超臨界地熱発電技術研究開発）は事業化までに長い時間を要するところ、当面の重要課題は試掘ステージの成果と想定しています。従いまして、試掘ステージへの具体的な計画等を明記願います。なお、本事業を通して得られた研究成果等を個別の事業者の事業化計画にどのように生かしていくかという内容を含めて頂いて構いません。

等、
の販
事業

化するのではない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化されることを想定しているのかについて記載願います。

2. 実用化・事業化への取組

(1) 実用化・事業化に向けた計画等

プロジェクト期間終了後5年間までの実用化・事業化を目指し実施する開発計画、投資計画、実用化・事業化能力等を記載願います。

また、当該委託・共同研究で行われる技術開発の内容以外で実用化・事業化のために必要な技術開発内容や、製品設計内容がある場合はそれらを具体的に記載し、どの様に達成するかについても併せて記載願います。

(2) 実用化・事業化を考えるに至った経緯（動機）

実用化・事業化開発を目指した背景等について具体的に記載願います。

〈事業者における研究計画、事業計画等に基づき、どのような背景で研究開発に取り組み、実用化・事業化を目指すに至ったのか記載願います。〉

(3) 事業として成功すると考える理由

事業の新規性、独創性、他との競争力、実用化・事業化までに想定される課題とその解決方法など具体的に記載してください。

(4) 実用化・事業化計画に対する申請者内におけるコミットメントの状況

実用化・事業化計画について申請者内の販売部門など関連する事業部の責任者等との現時点でのコミットメント状況について記載願います。

(5) 実用化・事業化のスケジュール

(1) 「実用化・事業化に向けた計画等」で記述した内容を踏まえ、プロジェクト期間終了後5年間の想定される実用化・事業化計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な実用化・事業化の段階に区分し、実用化・事業化の各段階が明瞭となるよう線表、矢印、記号等を用いて記述してください。

なお、プロジェクト実施期間中から実用化・事業化を開始する計画がある場合には、その年度から計画を記述してください。

実用化・事業化の各段階において、実用化・事業化の中断や延期など、実用化・事業化全体の計画変更

を考慮する必要がある重大な障害を予想し、記述してください。
 また、重大な障害が回避し得ない場合、どの時点で計画変更の判断を下すのかを、線表に記入してください。
 生産・販売の一部又は全部を自社で行わない場合は、委託先の選定、協力体制等を具体的に記述してください。

(記入例)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
製品設計	〇〇設計完了▲				
設備投資	▲〇〇億円			▲〇〇億円	
生産		▲サンプル出荷開始	▲生産開始		
			▲〇万台/月	▲〇万台/月	▲〇万台/月
				第2生産ライン立ち上げ▲	
販売			◇続行/	中断を判断	
収益発生				▲〇万台/月	▲〇万台/月

予想される重大な障害：

製品設計段階 : ~~~~~
 設備投資段階 : ~~~~~
 生産段階 : ~~~~~
 販売段階 : ~~~~~

3. 市場の動向・競争力

(1) 市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果

実用化を目指す製品・サービスに関する国内と海外の想定される市場規模（百万円）を示し、その根拠を記述してください。〈現状、プロジェクト期間終了時点及びプロジェクト期間終了5年後についてそれぞれ記載願います。〉

申請者のみの市場規模にこだわらず開発した製品の市場規模として捉えてください。

また、市場における申請者のシェアの推移を見通し、その根拠を記述してください。

	市場規模(国内/海外)	申請者シェア(国内/海外)
例：現状	〇〇〇百万円	%
プロジェクト期間終了時点	〇〇〇百万円	%
終了後1年目 (H 年度)	〇〇〇百万円	%
終了後2年目 (H 年度)	〇〇〇百万円	%
～～		
終了後5年目 (H 年度)	〇〇〇百万円	%

市場規模算出の根拠：~~~~~

シェア見通しの根拠：~~~~~

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とすること。

一 研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書の記入について 一

- プロジェクト全体の責任者（研究開発責任者）及び各研究開発項目の責任者となる登録研究員（主要研究員）の研究経歴書を作成し、提出ください。
- 1枚以上になっても構いません。
- 昨年度より、若手研究者及び女性研究者の育成・活躍促進への取り組みを進めており、該当する委託先は採択審査の際に加点対象となります（再委託先は対象外）。
- 様式3に対象人数を記入ください。2020年4月1日時点が基準です。

【記入にあたっての注意点】

① 所属機関の研究者代表

機関ごとに研究者代表を1名選任してください。（主要研究員が複数名の場合は、そのうち1名を研究者代表として選任してください。） 研究者代表については、「所属機関の研究者代表」の項目において「該当：1」を記載してください。（当該者以外の方は「非該当：2」を記載してください。）

② 研究開発経歴（現職含む）：

（ア）「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

③ 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）：

（イ）当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。

（ウ）研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※ 「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これがない研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

－ 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について －

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において、若手研究者や女性研究者の育成・活躍促進が掲げられています。NEDOにおいてもこれらの活動を促進するため、その一環として事業における当該研究者の参加予定数について、以下に記入の上、提出をお願いします。いただいた情報は研究開発責任者候補及び主要研究員研究経歴書と併せて、研究開発等実施体制の審査のために利用されます。

※委託先で登録予定の研究者を対象としてください。再委託先等は除きます。

※年齢は研究開始年度の4月1日時点を基準としてください。

法人名	40歳以下の研究者数 (うち、女性研究者数)	41歳以上の研究者数 (うち、女性研究者数)
〇〇株式会社	3(1)	10(2)
〇〇大学		

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

－ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について －

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条

- ・ NEDOにおいてもワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取り組みを進めており、昨年度より、ワーク・ライフ・バランス等推進企業には採択審査の際に加対象となります（再委託先は対象外）。
- ・ 提出時点を基準としてください。

評
さ
去
認

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

※提出時点を基準としてください。

法人名	常時雇用する労働者数	認定状況及び取得年月日（認定が何も無い場合は無しと記入）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定 1 段階（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	えるぼし認定行動計画（〇年〇月〇日）、 プラチナくるみん認定（〇年〇月〇日）
〇〇株式会社	〇名	ユースエール認定

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

認定等の区分	
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定)	1 段階目 ^{※1}
	2 段階目 ^{※1}
	3 段階目
	行動計画 ^{※2}
次世代法に基づく認定 (くるみん認定・プラチナくるみん認定)	くるみん (旧基準) ^{※3}
	くるみん (新基準) ^{※4}
	プラチナくるみん
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定)	

※1 「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

※2 行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※3 旧くるみん認定マーク（改正前認定基準又は改正省令附則第 2 条第 3 項の経過措置により認定）。

※4 新くるみん認定マーク（改正後認定基準（平成 29 年 4 月 1 日施行）により認定）。

提案者各位

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、N E D O 内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど企業名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

記

対象者	提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）のうち、企業のみが対象です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。 なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のN E D O 事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。
対象プロジェクト	対象者が過去に実施したN E D O の研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。 ただし、対象は、過去 15 年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。 また、同一年度にN E D O へ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足 QA 参照）
記入方法	調査票（様式 4）に記入してください。 対象が 5 件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから 5 件（1 者当たり）を対象者にて選定してください。 調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。 <記入上の注意> ○実用化の定義 顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生 等 ○その他N E D O 成果として認識するもの 直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含まれます
提出方法	公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。
問合せ先及び提出先	提案書と同じ。
その他	記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。

以上

N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票

- ・企業ごとに本票を複製して記入してください。
- ・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大 5 種）お書きください。
- ・提案書とは別に N E D O へ直接提出してもかまいません。

1. 今回提案するプロジェクト	超臨界地熱発電技術研究開発
2. 企業名	〇〇株式会社
3. 記載免除条件	<p><下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です。></p> <input type="checkbox"/> 過去 15 年間、N E D O プロジェクト実施実績なし <input type="checkbox"/> 同一年度に既に他の公募にて提出済 (応募事業名：〇〇〇技術開発 公募期間：〇年〇月〇日～〇年〇月〇日)
4. 直近の報告	<input type="checkbox"/> 類似の調査にて報告済（調査名：〇〇に関する調査） <input type="checkbox"/> 同一年度に追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後 6 年以内） (該当プロジェクト名：P00000 〇〇技術開発) <input type="checkbox"/> 同一年度に企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて報告済 (※助成事業 ^{*1} 終了後 6 年以内、基盤技術研究促進事業終了後 1 1 年以内または 1 6 年以内) (該当制度名：〇〇事業)
5. 過去の実施実績①	<p>※過去 15 年以内に実施した N E D O プロジェクトの成果について記載してください。 なお、「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「4. 直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてもかまいません。 (直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む)</p> <p>●プロジェクト番号・名称：P00000 〇〇技術開発 ●実施期間：〇〇年度～〇〇年度 ●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況： (例)・当該事業で開発した〇〇〇技術を、△△△製品の×××として活用している。 ・当該事業で開発した〇〇〇技術を利用して△△△の製造をしている。 ・当該事業で取得した〇〇に関する特許を他社にライセンス供与している。</p> <p>●成果が活用されている製品名： ●直近の売上額： ●その他（社会的便益、CO₂削減効果、雇用創出など）： ●記入者連絡先 <input type="checkbox"/> 提案者と同じ <input type="checkbox"/> それ以外 所属・氏名： 住所： 電話： e-Mail：</p>

(留意事項)

*1: 対象となる助成事業:

- ・福祉用具実用化開発推進事業
- ・産業技術実用化開発助成事業
- ・大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記リンク先ページ下部）のうち助成を受けている方

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

- ・御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。

「NEDO研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Q. 対象者は

A. 対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての企業とします。

再委託先、共同実施先も含まれます。

技術研究組合の場合は、構成する企業のみを対象とします。

なお、「過去 15 年間、NEDOプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募にて実績調査票を提出済の場合」には、「5. 過去の実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「4. 直近の報告」に記載した事業については、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「5. 過去の実績」について記載いただいてもかまいません。

Q. 対象となる過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトとは

A. 対象は、過去 15 年以内に実施し終了したNEDOの研究開発プロジェクトにおいて、NEDOと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。（導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外）

案件が 5 件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて 5 件を選定してください。

また、同一年度にNEDOが実施する追跡調査にて御回答いただいているもの、企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）を提出いただくものは除きます。

具体的には、以下の 2 点に該当するものは、回答が不要です。

①追跡調査の対象事業

- ・過去 6 年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にて御回答いただいているもの

②企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて、同一年度に報告いただくもの

- ・基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去 6 年以内に終了したもの

- ・福祉用具実用化開発推進事業
- ・産業技術実用化開発助成事業
- ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
- ・大学発事業創出実用化研究開発事業
- ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方
（御参考）課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「記載いただいてもかまいません。

Q. プロジェクト名称について

A. 同一製品に、複数のNEDOプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、NEDOからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Q. 自らが実施したプロジェクトが分からないときは

A. 自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Q. 企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について

A. 自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Q. 成果の活用状況について

A. NEDOプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。

NEDO成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンスなど、間接的な利用についても御記入ください。

Q. 成果が活用されている製品名について

A. 自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。

他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Q. 「成果が活用されている製品」の考え方について

A. NEDOプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q. 製品売上額の考え方について

A. 「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのかについて、その区別を御記入ください。

Q. 調査票の提出方法について

A. 公募期限までに、御提出ください。

御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は対象者ごとに封書の上、提案書と一緒に御提出ください。

• 問い合わせ先：

今後のお問い合わせは、本日から4月17日の間に限り下記E-mail宛にメールにて受け付けます。

メールの件名に、“「超臨界地熱発電技術研究開発」公募に関する問い合わせ”と入れてください。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

受付先（E-mail）：thermalgroup@ml.nedo.go.jp

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部 熱利用グループ宛

提案書類受理番号

「超臨界地熱発電技術研究開発」に対する提案書

研究開発テーマ

「〇〇〇〇の研究開発」

年 月 日

提案者名：〇〇〇〇〇株式会社（複数社提案の場合は、複数社記載してください）

受領書類：

- 提案書 10部（正1部 写9部）
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） 1部
- 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 1部
- 研究開発責任者候補研究経歴書 1部 *対象外であれば削除ください
- 主要研究員研究経歴書 1部
- 若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について 1部
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について 1部
- NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票 1部（企業のみ）
- e-Rad 応募内容提案書 1部



提案書類受理番号

「超臨界地熱発電技術研究開発」に対する提案書

研究開発テーマ「〇〇〇〇の研究開発」

提案書類受理票（提案者控）

年 月 日

会社名（複数社提案の場合は、複数社記載してください）

担当者名 _____ 殿

標記提案書類を受領いたしました。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部

印